県・市町が実施する指導監査について

資料３

指導

指導にあたっての基本方針			効果
集団指導	**制度管理の適正化のための指導**は、県及び市町が下記の重点事項を踏まえて実施。 ①指定事務の制度説明 →「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」 ②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 →「監査指導の権限行使の考え方、事業規則、情報の公表制度の仕組み等の説明」 ③介護報酬請求に係る過誤・不正防止 →「県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」	***制度の理解 不正の防止***	**制度管理の適正化**
第23条・第24条に基づく実地指導	**実施指導**は、施設・居宅サービス等を行う事業所に対し、原則、県及び市町が実施。 必要に応じ厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。		
運営指導	**○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為について理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等については、一連のケアマネジメントプロセスの重要性の理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメント等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施。** **※著しい運営基準違反が確認された場合**（虐待、身体拘束　等） **生命の危険がある場合　→　監査へ変更** **上記以外の場合　→　一般行政指導（必要に応じ過誤調整）**	**高齢者虐待防止 身体拘束禁止**	**ケアの実現によりよい**
報酬請求指導	**○ 各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、一連のケアマネジメントプロセスに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導。** **※報酬請求に不正が確認された場合** **著しく悪質な請求と認められる場合　→　監査へ変更** **上記以外　→　一般行政指導（必要に応じ過誤調整）**	***不適正な請求 の防止***	

監査

情報

① 通報・苦情・相談等に基づく情報

② 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

③ 国保連・保険者からの通報情報

④ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

◆報告等（実地検査）◆

※第76条等

改善勧告に至らない場合

改善報告書

基準違反の発覚

◆改善勧告◆

※第76条の2第1項等

正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかったとき

期限内に勧告に従わなかったとき

◆公表◆

※第76条の2第2項等

必ずしも公表する必要はない

◆改善命令◆

◆公示◆

※第76条の2第3項、第4項等

命令に従わないとき

尊厳すべき事項が明確にされている場合においては、意見陳述のための手続きを省略できる。

不利益処分をしようとする場合の手続→聴聞・弁明の機会を付与

◆指定の取消◆

※第７７条、第７８条の9、第８４条、第９４条、第１０４条、第１１４条、第１１５条の８、第１１５条の17、第１１５条の26

◆指定の効力の全部又は一部停止◆

※条文は指定の取消と同じ

＜利点＞

①不適正な部分のみサービスの停止ができるといった柔軟性

②不正請求の事実の証拠固めをするための報告徴収や検査を十分に行うことができる。

介護保険給付の適正化

行政指導		行政処分	効果
過誤調整	返還金（22条）	返還金+加算金（22条）	経済上の措置

※「介護保険施設の指導監査について」（平成18年10月28日老発第10233001号厚生労働省老健局長通知）より